

日薬業発第103号
令和3年6月25日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

要指導医薬品・一般用医薬品の取扱いについて

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本会では従前より、薬局は調剤の機能のみならず全ての医薬品の供給機能を併せ持つことが「薬局の本来の姿」であるとの視点に立ち、要指導医薬品・一般用医薬品の取扱いに積極的に取り組むべきとの考えのもと、様々な事業を展開してまいりました。今般の薬機法改正によって薬機法第二条（薬局の定義）が改正されたことは、これまで本会が目指してきた、本来の薬局の姿が法律においても規定されたものと理解しています。

また、本会が令和3年5月に示した政策提言において、さらに、「薬局開設者に調剤のみならず、要指導医薬品、一般用医薬品の取扱いと必要な薬学管理指導を行うことを求めるべきである」、「処方薬とOTC医薬品双方の服薬情報を一元的に把握、フォローしていくことが必要」と提言いたしました（別添1、P8・P14）。

本会としては、特に、「要指導医薬品・第1類医薬品」は、薬剤師でなければ取扱いができない医薬品であり、地域住民に対する適切な医薬品の提供体制の構築には、薬剤師が常時勤務している薬局で取扱うことが、その適正使用の観点から、必須であると考えております。

さらに、適正な医薬品販売には、リスクに応じた情報提供などの法令遵守を大前提とした上で、使用者の状態等の必要な情報収集や正確な医薬品情報の提供、販売後のフォローアップ等も、薬剤師に求められる重要な役割として、本年2月にとりまとめられた「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議の中間とりまとめ」（本年2月18日付け日薬業発第492号）において示されています。

そこで、こうした状況に鑑み、本会一般用医薬品等委員会では、使用者の適切な医薬品選択に資するべく、薬剤師による医薬品販売時の流れに沿って、法令遵守の観点及び薬学的知見から確認すべき事項及び手順を整理し、フローチャートとして作成いたしました（別添2）。

つきましては、貴会におかれまして、薬局の持つべき機能や、要指導医薬品・一般用医薬品の薬局における取扱いについて改めて会員にご周知いただくとともに、薬局業務において本フローチャートの積極的な活用をお願い申し上げます。

なお、本フローチャートは、本会が実施する健康サポート薬局研修（研修会B）の新しいプログラム（今秋施行予定）において、研修プログラムの基盤として活用していくこととしています。研修会Bでは、薬剤師によるセルフメディケーションの適応判断も

含めた医薬品選択や販売時・販売後の対応を研修内容としていますので、併せてご活用をお願いいたします。

<別添>

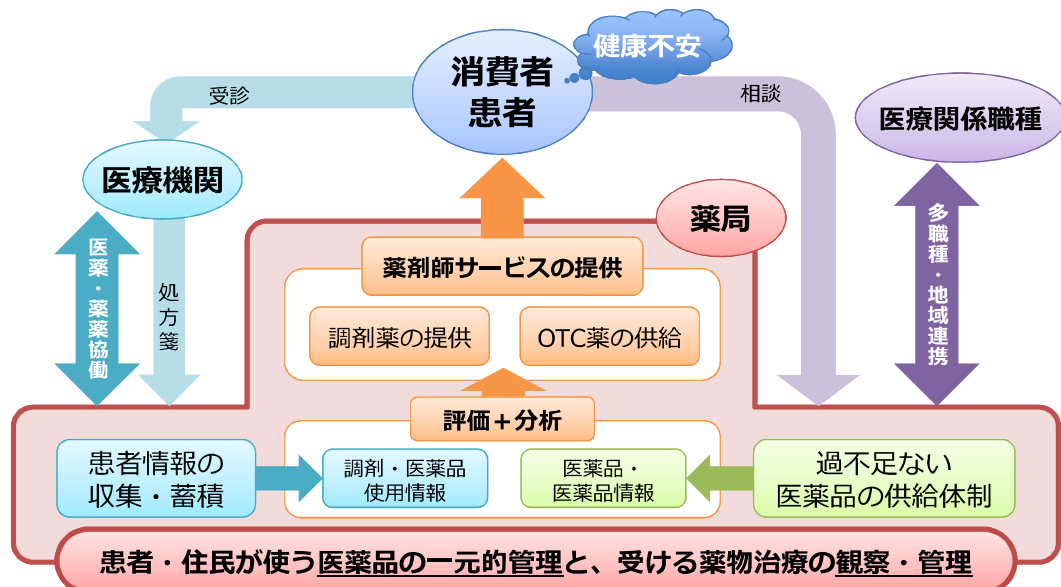
1. 国民が安心して医療の恩恵を受けられる、超高齢社会の実現のため、
日本薬剤師会の政策提言（令和3年5月）抜粋
2. 要指導医薬品・一般用医薬品販売の確認フローチャート
日本薬剤師会ホームページ>会員ログイン>OTC医薬品販売関連
>医薬品販売制度に係る資材(薬局掲示用ポスター・配布用チラシ)
>要指導医薬品・一般用医薬品販売の確認フローチャート
<https://nichiyaku.info/member/iyaku/default.html>

目次



→	●国民が安心して医療の恩恵を受けられる、超高齢化社会の実現のため、 将来目指すべき薬剤師・薬局の姿（地域に貢献する薬剤師・薬局のビジョン）	P 3
	○薬剤師・薬局の役割	P 4
	【提言】●地域住民の医薬品アクセスを守る地域医薬品提供計画（仮称）の策定	P 5, 6
	○かかりつけ薬剤師の国民からの評価	P 7
→	【提言】●薬局機能の向上に向けた制度整備 ～患者のための薬局ビジョン実現に向けた支援～	P 8
	【提言】●地域医療情報連携ネットワークの構築とそれを支える基盤の整備 ～デジタル化の推進～	P 9, 10
	【提言】●適切な医薬品提供体制構築のための薬剤師業務と薬局規制のあり方 (1) 規定改革推進会議で議論されている 「調剤業務の委受託・薬剤師1人当たり1日処方箋40枚規制の見直し」について (2) 医療機関の「敷地内薬局」に対する適正な措置	P 11, 12
	【提言】●医薬連携の更なる充実 ～再使用可能処方箋の導入～	P 13
→	【提言】●薬局機能を活用したセルフケア・セルフメディケーションの推進 ～薬局の健康サポート機能の充実・強化～	P 14
	【提言】●6年制薬学教育の長所および課題とその改善方策 (1) 入学定員総数の適正化 (2) 研究と実務の双方の質を上げるために、6年制と4年制が併存する中で、 その一体化を含めた薬学教育（薬剤師養成教育）のあり方 (3) 卒前実務実習の見直しと卒後臨床研修の検討	P 15, 16, 17

将来目指すべき薬剤師・薬局の姿 (地域に貢献する薬剤師・薬局のビジョン)



地域・患者への適切な医療提供体制を支える薬局・薬剤師
国民皆保険、地域包括ケアシステムに貢献する薬局・薬剤師の実現

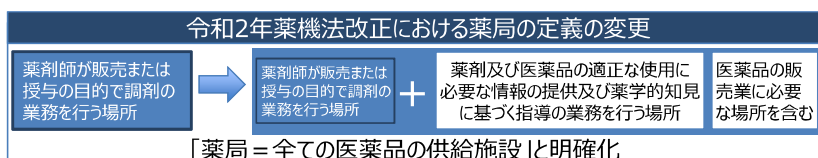
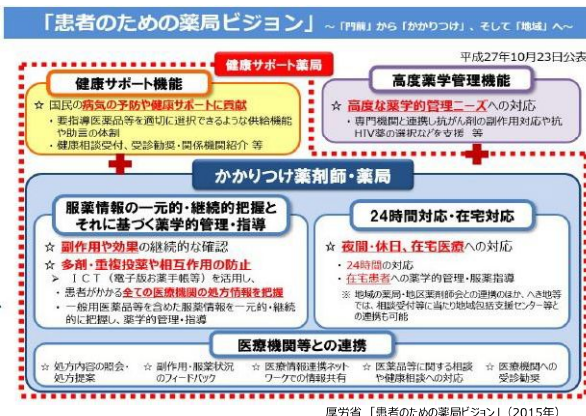
薬局機能の向上に向けた制度整備



患者のための薬局ビジョン実現に向けた支援

改正薬機法で見直された「薬局」の定義や、「患者のための薬局ビジョン」で示された薬局の機能を実効あるものにするため、必要な制度の整備を目指す。

- ・ 薬局開設者に調剤のみならず、要指導医薬品、一般用医薬品の取扱いと薬剤師に必要な薬学管理指導を行うことを求めるべきである。（見直された「薬局」定義を、薬局業務へ反映）
- ・ 「患者のための薬局ビジョン」で示された
 - ①かかりつけ機能、②健康サポート機能、③高度薬学管理機能について、薬局がその機能の充実・強化を図るための支援を行うべきである。



©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved

8

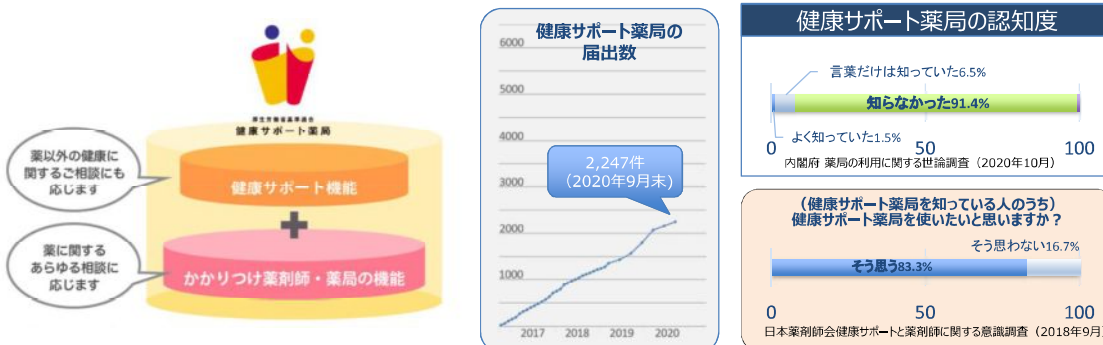
セルフケア・セルフメディケーションの推進



薬局の健康サポート機能の充実・強化

健康サポート薬局の研修を修了した薬剤師は全国で2万人以上存在しているものの、健康サポート薬局に係る届出は未だ全国で2千施設強であり、健康サポート薬局の認知度は、十分とは言えない状況にある。また、国民の安全を守るためには、処方薬とOTC医薬品双方の服薬情報を一元的に把握、フォローしていくことが必要である。

人生100年時代を目前に、国民の健康寿命の延伸は国家的な課題であることを踏まえ、薬局の健康サポート機能をより充実させ、健康サポート薬局の届出数の増加を図り、スイッチOTCの拡充とともに、薬局と保険者とが連携できる仕組み作りなど、セルフケア／セルフメディケーションを推進する観点から、OTC医薬品をより効果的に利用できる環境整備を進めるべきである。



©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved

14

別添2

要指導医薬品・一般用医薬品販売の確認フローチャート

【医薬品安全使用の推進とより適切な医薬品選択のために】

